

医療費通知の医療費控除対応

2019年1月診療分から対応

国民健康保険事務共同電算処理委員会



国民健康保険事務共同電算処理委員会が11月13日、本会で開かれた。本会の寺垣紅美総務部長が「今回協議をお願いしております医療費通知につきましては、平成29年3月末日に厚生労働省より『健康保険法施行規則等の一部を改正する省令』の交付がされ、医療費控除の申告手続きの際に『被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額』を新設することで領収書の保存を要しないこととされました。本会で作成する医療費通知については、昨年の委員会におきまして医療費控除に対応した医療費通知書について協議され、平成30年度については見送りとなりましたが、31年からの取り扱いについて協議をお願いしたいと考えております」と開会挨拶した。

この後、委員改選に伴う委員委嘱状の交付があり、委員長に南丹市保健医療課長の西田豊氏、副委員長に大山崎町健康課長の

山岡剛氏を選び、協議に入った。

2019年の医療費通知の医療費控除対応については、すでに他府県国保連合会や京都府後期高齢者医療広域連合、協会けんぽなど多くの団体に対応しており、保険者の要望であることから本会作成の医療費通知についても2019年1月診療分から医療費控除に対応した医療費通知にすることとした。また、返戻レセプトの取り扱いや府外の医療機関等の名称記載については事務局の提案どおりとなった。医療費通知の再発行については、再発行依頼の予測がつかないことや、再発行対応に改修費用が伴うことなどから2019年の状況を踏まえて2020年以降で対応を検討するとした。

続いて、事務局から2019年1月から開始する国保総合システムにおける高額療養費（外来年間合算）算定処理の対応について説明を行った。